

Financial Trends

G-S I F I s の特定方法と追加資本賦課の詳細案発表

発表日：2011年10月13日(木)

～段階的かつ比較的長期にわたって導入されることで、日本の大手銀行への影響は限定的～

第一生命経済研究所 経済調査部
主任エコノミスト 桂畑 誠治
03-5221-5001

ポイント

- 2008年の金融危機の発生、公的資金による金融機関の救済を受け、金融規制強化の動きが強まった。昨年のバーゼルⅢ合意後は、金融システム・経済全体への影響の大きい「グローバルにシステム上重要な金融機関（G-S I F I s）」に対して、より厳しい自己資本規制を課す取り組みが進められている。
- 「グローバルにシステム上重要な銀行（G-S I B s）」の特定方法、資本賦課の内容、導入スケジュール案が9月に公表された。G-S I B sに関する最終的なルールテキストは、2011年11月のG20首脳会合の前に公表され、G20で承認される予定となっている。
- G-S I B sの特定は、指標アプローチにより、5つのカテゴリーに分類される12の指標に基づき決定される。現時点では、28行が該当すると発表されているが、個別行名は非公表である。
- 追加資本賦課は、スコアの大きさによって4分類された銀行に対して、バーゼルⅢによって求められる狭義の中核的自己資本（コアT i e r 1）比率の7%に、それぞれ1.0%、1.5%、2.0%、2.5%が上乗せされる。さらに、最上位に区分された金融機関が将来的に規模を大きく拡大させた場合は、3.5%上乗せされる可能性がある。
- 資本賦課は、バーゼルⅢの資本バッファと同じスケジュールで段階的に実施され、完全実施は2019年1月となっている。
- G-S I B sの特定方法に関しては、一律の上乗せではなくプレゼンスの違いによって上乗せ幅が違ふこと、さらに指標が資産規模だけでなく、デリバティブ、決済、グローバルな活動など多くの市場でのプレゼンスを総合評価する形になったことで、より妥当な影響評価ができると思われる。
- 世界の大手金融機関は、既に資本増強を実施しており、その多くは11年3月時点で既にコアT i e r 1基準付近にある。規制は13年から19年にかけて段階的に実施されることから、今後の収益の積み上げによって資産賦課を反した基準の達成は可能と思われる、追加の増資は回避される公算が大きい。
- 日本の大手銀行については、商業銀行業務を中核とするため規模と比べて国際金融システムへの影響度は小さいことから、G-S I B sに特定されても3メガバンクへの資本追加賦課は1%～1.5%にとどまると予想されている。3メガバンクの2011年3月末時点でのコアT i e r 1比率は、メガバンク各社の試算（参考値）によると約7%となっている。また、追加的資本規制は段階的に適用されるため利益の一部を積み上げて資本を拡充する期間的な余裕があり、基準達成は可能とみられる。これらを考慮すると、マクロ環境に著しい変化がなければ日本のメガバンクにおける更なる増資の必要性は小さいと判断される。
- 今後も当局には柔軟に規制を修正することが求められる。G-S I B sを特定するための基準が適切か、資本賦課が過度なリスクテイクの抑制など金融危機の再発を防ぐ水準として適切か、また他の規制との関係で問題がないか、实体经济に与える影響が推計程度にとどまっているか、など常時確認すべきことがある。

1. G-S I F I s の資本規制強化の背景

2008 年の金融危機の発生や公的資金による金融機関の救済を受け、金融機関の過度なリスクテイクを抑え、モラルハザードを防止するために、世界的な金融規制の強化が進められている。そして、昨年 11 月のバーゼルⅢ合意後は、金融システムや経済全体への影響の大きい「グローバルにシステム上重要な金融機関（G-S I F I s : Global Systemically Important Financial Institutions）」に対して、一段と厳しい規制を課す取り組みが国際的に進められている。

主要国の金融監督当局などで構成される金融安定理事会（F S B）は、7 月 19 日にバーゼル銀行監督委員会が作成した「グローバルにシステム上重要な銀行（G-S I B s : Global Systemically Important Banks）」の評価手法と損失吸収策を市中協議案として公表した。ここでは、①G-S I B s を特定するための方法、②G-S I B s への追加資本賦課の内容、③段階的に実施するスケジュール、が定められている。この市中協議文書について、一部の大手金融機関に対して規制を弱める意見を含んだパブリックコメントを 9 月 27、28 日の B I S 会合で議論した結果、資本賦課の水準は変更されなかった。当初案どおり、狭義の中核的自己資本（コア T i e r 1）比率 7% に対して金融システムへの影響度の区分に応じて資本賦課を 1～2.5% 上乗せ、さらに最上位に区分された銀行が将来的に規模を大きく拡大させた場合は 3.5% 上乗せされる可能性があることで合意され、これを 10 月 3 日に F S B が承認した。この最終案は 2011 年 11 月 3、4 日の G20 首脳会議（カンヌ・サミット）で承認される予定である。

また、銀行以外の金融機関について、F S B は「グローバルにシステム上重要な保険会社、国内のシステム上重要な銀行、その他のシステム上重要な金融機関および金融市場インフラに対処するため、国際基準設定主体と協力して更に作業を進めていく」としており、保険会社や証券会社を対象とするルール案は、保険監督者国際機構（I A I S）や証券監督者国際機構（I O S C O）から発表される予定である。

2. G-S I B s の特定方法

● 5つのカテゴリによる 12 の指標で評価

G-S I B s の特定については、まずバーゼル銀行委員会が規模と監督当局の判断で 73 のサンプル銀行を決定。国別では、日本、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、韓国、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国が含まれている。

そして、グローバルな金融システム上の重要性を評価するため、73 行を「指標ベース・アプローチ」によってスコアをつける。これは、G-S I B を、①国境を越える活動、②規模、③相互関連性、④代替可能性（その銀行が提供するサービスの代替物が容易に利用できるか）、⑤複雑性、の 5 つのカテゴリによる 12 の指標で評価される。

システム上の重要性評価の指標とウェイト

カテゴリ	ウェイト	個別指標	指標のウェイト
国境を越える活動	20%	国境を越える債権	10%
		国境を越える債務	10%
規模	20%	エクスポージャーの合計	20%
相互関連性	20%	金融システム内の資産	6.67%
		金融システム内の債務	6.67%
		ホールセール資金調達比率	6.67%
代替可能性	20%	資産管理業務残高	6.67%
		支払システムを通じて行われる資金決済額	6.67%
		債券と株式の引受額	6.67%
複雑性	20%	店頭デリバティブ取引の想定元本	6.67%
		レベル 3 資産	6.67%
		トレーディング勘定・売却可能証券	6.67%

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

5つのカテゴリと12の指標の説明

1) 国境を越える活動

各銀行の「国境を越える活動」のカテゴリのスコアは、国境を越える債権と国境を越える債務の金額を全サンプル銀行の金額で割って得られた数値にウェイトを掛け合わせた数値を合計する。①国境を越える債権とは、他国の借り手に対する債権及び銀行と同じ国に所在する借り手への外貨建債権。②国境を越える債務とは、母国外の事業体への銀行グループの債務と母国内非居住者に対する全債務。グループ内の債務は相殺する。

2) 規模

各銀行の「規模」のカテゴリのスコアは、その銀行のバランスシート上の資産と一部のオフバランスシートの項目を加えた合計エクスポージャーを全サンプル銀行の合計エクスポージャーで割って得られた数値にウェイトを掛け合わせた数値である。

3) 相互関連性

各銀行の「相互関連性」のカテゴリのスコアは、金融システム内の資産、金融システム内の債務、ホールセール資金割合の3つの指標の数値にウェイトを掛け合わせた数値を合計する。①金融システム内の資産は、未引出しのコミットメントラインを含む金融機関に対する貸付、その他の金融機関の発行証券の保有、リバースレポ取引のネットベースの時価、金融機関に対する証券貸付のネットベースの時価、金融機関との店頭デリバティブ取引のネットベースの時価。この合計額が全サンプル銀行に占める割合。②金融システム内の債務は、未引出しのコミットメントラインを含む金融機関の預金、その他の金融機関の所有する銀行の発行証券、レポ取引のネットベースの時価、金融機関からの証券借り入れのネットベースの時価、金融機関との店頭デリバティブのネットベースの時価。この合計額が全サンプル銀行に占める割合。③ホールセール資金の割合は、合計債務からリテール資金を除き、それを合計債務で割って算出。リテール資金は、リテール預金とリテール顧客の保有する負債証券（顧客を抱える銀行が発行）の合計。

4) 代替可能性

各銀行の「代替可能性」のカテゴリのスコアは、①カスタディアン業務で保有する資産、②その銀行の支払システムを通じて清算・決済される支払額、③債券・株式の引き受け額の3つの指標の数値を全サンプル銀行の数値で割って得られた数値にウェイトを掛け合わせた数値を合計する。

5) 複雑性

各銀行の「複雑性」のカテゴリのスコアは、①店頭デリバティブ取引想定元本、②レベル3資産（レベル3資産とは、市場価格がなく保有企業が社内モデルに基づいて評価額を決定する資産）、③トレーディング勘定・売却可能証券の3つの指標の数値を全サンプル銀行の数値で割って得られた数値にウェイトを掛け合わせた数値を合計する。

●各国監督当局の判断（銀行スコアの修正）

上記の方法でG-SIBsが選定されるが、「指標ベース・アプローチ」によって算出されたスコアによる評価を補足するため、各国監督当局の判断によって各銀行のスコアを修正することが認められている。これは補足指標を使って評価するものであり、各国の監督当局が個別銀行のスコアの調整を提案した後に、バーゼル銀行監督委員会がFSBに勧告し、FSBと各国当局がバーゼル銀行監督委員会と協議しながら最終決定を行う。しかし、このような修正は簡単には認められず、特にスコアを引き下げる方向で修正する提案（銀行に課される資本規制の軽減）は、特に正当な理由が必要とされている。

補足指標

カテゴリー	個別指標
国境を越える活動	総収益に占める非国内収益の割合 総資産・負債に占める国境を越える債権・債務の割合
規模	グロスまたはネットの収益 時価総額
代替可能性	市場参加の程度 1. レポ、リバースレポ取引のグロス時価 2. 店頭デリバティブの取引のグロス時価
複雑性	拠点を有する国の数

●G-SIBsの選定と区分

バーゼル銀行監督委員会が規模と監督当局の判断によって抽出したサンプルの73の銀行について、指標に基づいて順位を作成し、上位28行をG-SIBsと選定した。これは27行が指標に基づき、1行は監督当局の判断によって追加された。また、これら28行の名称は開示されていない。

さらに、28行は4区分に分類され、後述するように追加的資本規制が課せられることになる。

なお、上記の評価方法は定期的に見直される。具体的には上記の方法で計算される銀行のスコアは、毎年新しいデータで更新され、順位は毎年変更される。また、サンプル銀行や評価方法も3年～5年ごとに見直される。

3. G-SIBsへの追加資本賦課の内容

●追加的資本賦課の規模

・G-SIBsは4つの区分ごとに、それぞれ1.0%、1.5%、2.0%、2.5%の追加的資本賦課が課せられる。これらは最低水準であり、各国当局はより高い水準の資本規制を課すことが可能である。

さらに、現在最上位にランクされている銀行が将来的に規模を大きく拡大する場合、より十分な安全性を確保するため、現在の最上位のグループの上に3.5%の追加的資本規制を課されるグループを設けている。

区分	追加的自己資本規制の最低水準
第5 (現在該当なし)	3.5%
第4	2.5%
第3	2.0%
第2	1.5%
第1	1.0%

・バーゼルⅢによって、銀行には最低所要自己資本と資本保全バッファの合計で7%の自己資本比率が求められるため、G-SIBsには各区分ごとに追加資本賦課と合わせて8.0%、8.5%、9.0%、9.5%の自己資本比率が求められることになる。

・毎年のデータの見直し等により、あるG-SIBsが現在の区分よりも上の区分に移行する場合、12ヶ月以内により高い水準の追加的資本規制を達成することが求められる。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

●追加的資本規制の達成に利用できる資本の内容

- ・上記の追加的資本規制は、コアTier 1（普通株式や内部留保）のみ認められる。
- ・ベイルイン債務（銀行の破綻時に資本に転換）や、コンティンジェント・キャピタル（破綻が懸念されている場合に破綻前に資本に転換）は、追加的資本規制達成のためには利用できないが、追加的資本規制の水準を上回る資本規制を課している国では、その部分をコンティンジェント・キャピタルで達成することをバーゼル銀行監督委員会は支持するとしている。

4. 追加的資本規制違反に対する措置

- ・追加的資本規制を達成できない時は、監督当局が決めるスケジュールに従って銀行は資本修復計画を策定し当局と合意する必要がある。追加的資本規制を達成するまでは、配当支払の制限など監督当局が決める措置が課される。

5. G-SIBsへの資本規制導入スケジュール

- 2013年1月1日 : 開始
- 2014年1月1日までに : G-SIBsと選定されるかどうかの境界線となるスコアを確定
- 2015年1月1日までに : 各国当局は規則を法制化
- 2016年1月1日から2018年末 : 段階的に導入
- 2019年1月1日 : 完全実施

段階的な実施措置のスケジュール（網掛けは移行期間、日付は1月1日時点）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
自己資本規制														
コアTier I			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	
資本保全バッファ						0.625%	1.25%	1.875%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	
コアTier I + 資本保全バッファ			3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	
G-SIBsへの追加資本規制				G-SIBのスコア確定	各国で法制化	段階的に導入			完全実施					
コアTier Iからの段階的控除 (繰延税金資産、モーゲージ・サービシング・ライツ、金融機関に対する出資を含む)				20%	40%	60%	80%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
Tier I			4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
総自己資本			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
総自己資本 + 資本保全バッファ			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.125%	9.875%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	
その他Tier IまたはTier IIに 参入できなくなる資本の 「ドフオリング」			10年間（2013年1月1日開始、残高の90%、毎年10%減少）											
レバレッジ規制														
レバレッジ比率		監督上のモニタリング期間	試行期間Tier Iレバレッジ比率3%、2013年1月1日～17年1月1日（17年前半に最終的な調整）					第一の柱への移行を目指す						
			各銀行による開示開始 2015年1月1日											
流動性規制														
流動性カバレッジ比率（LCR）	観察期間開始				最低基準の導入									
安定調達比率（NSFR）	観察期間開始							最低基準の導入						

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

6. 資本賦課の実体経済への影響は限定的

G-SIBsの特定方法に関しては、一律の上乗せではなくプレゼンスの大きさによって上乗せ幅が異なること、さらに個別銀行のプレゼンスの判断方法が資産規模だけでなく、デリバティブ、決済、グローバルな活動など多くの指標によってプレゼンスを総合評価する形になったことから、より妥当な影響評価が可能になったと考えられる。

一部の大手金融機関は、資本上乗せ（サーチャージ）が融資の抑制に繋がり景気を悪化させると主張している。しかし、世界の大手金融機関は既に資本増強を実施していることから、その多くは11年3月時点で概ねコアTier 1比率の基準付近にあり、規制は13年から19年にかけて段階的に実施されることから今後の収益の積み上げによって達成できると思われる。そのため、追加の増資や大規模な資産売却は回避されるとみられ、実体経済への影響は限られよう。

また、バーゼル銀行監督委員会とFSBの推計では、G-SIBsへの資本賦課による実体経済への影響は、8年間の移行期間にG20のGDPを最大0.12%（バーゼルⅢを含めても0.34%）押し下げるとどまり、GDP成長率への影響は限定的との判断を示している。さらに、長期的には金融面での混乱リスクが低下することによって、GDPを最大年2.5%押し上げると試算している。

7. G-SIFIs追加的資本賦課の日本の大手銀行への影響は限定的

日本の大手銀行については、商業銀行業務を中核とするため規模と比べて国際金融システムへの影響度は小さいことから、G-SIBsに特定されても3メガバンクへの資本追加賦課は1%~1.5%にとどまると予想されている（バーゼルⅢによるコアTier 1比率の最低基準である7%に上乗せされるため8%~8.5%）。3メガバンクの2011年3月末時点でのコアTier 1比率は、メガバンク各社の試算（参考値）によると約7%となっている。また、追加的資本規制は「16年1月から段階的に適用」され、「完全実施は19年1月」と猶予がある。このため年間数千億円の利益の一部を積み上げて資本を拡充する期間的な余裕があることから、基準の達成は可能とみられる。これらを考慮すると、マクロ環境に著しい変化がなければ日本のメガバンクにおける更なる増資の必要性は小さいと判断される。

8. 過剰・過小な規制や不要な規制などを今後も柔軟に見直すことが求められる

今後も当局には柔軟に規制を修正することが求められる。G-SIBsを特定するための基準が適切か、資本賦課が過度なリスクテイクの抑制など金融危機の再発を防ぐ水準として適切か、また他の規制との関係で問題がないか、実体経済に与える影響が推計程度にとどまっているか、など常時確認すべきことがある。また、現在自国通貨建ての国債保有のリスクウェイトがゼロとなっているが、ギリシャ国債がデフォルトに陥る可能性が高くなっていることから、評価方法の見直しが必要となる可能性がある。

以上